

○茨城県立医療大学放射線安全委員会規程

平成7年4月6日
医療大訓第13号

改正 平成8年11月27日 平成11年4月21日
平成13年4月18日 平成28年4月1日
令和2年2月3日 令和3年7月6日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学における放射線安全確保のための茨城県立医療大学放射線障害予防規程（平成7年医療大訓第34号。以下「予防規程」という。）第7条の規定に基づき、放射線安全委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 放射線技術科学科長
- (3) 放射線取扱主任者
- (4) 付属病院放射線取扱主任者
- (5) 放射線安全管理者
- (6) 付属病院放射線安全管理者
- (7) 専任教員のうちから学長が必要と認めた者
- (8) 総務課長
- (9) 教務課長

2 前項第7号の委員は学長が任命する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査、審議するほか、学長に建言又は必要に応じて学長の諮問を受けてこれを答申する。

- (1) 放射線安全確保に関する基本的考え方、方策、管理基準等に関すること。
- (2) 放射線施設の新設・改廃に関すること（放射線発生装置及び放射性同位元素等の種類・数量等の追加又は変更を含む。）
- (3) 事故発生あるいは事故発生のおそれが生じた問題点の検討・処置及び対策に関すること。
- (4) 予防規程の改正及び予防規程に定める事項の運用に対する問題の調整に関すること。
- (5) 茨城県立医療大学付属病院放射線障害予防規程（以下「病院予防規程」という。）の改正及び病院予防規程に定める事項の運用に対する問題の調整に関すること。
- (6) 予防規程第16条第2項にかかわる登録申請者の審査並びに承認
- (7) 予防規程第40条にかかわる教育及び訓練の開催
- (8) 病院予防規程第41条にかかわる教育及び訓練の開催
- (9) 主任者の意見具申した事項
- (10) その他放射線障害の防止に必要な事項

(任期)

第4条 第2条第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、副学長を充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員長の専決)

第8条 委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長はこれを委員会に報告しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局教務課で処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が別に定める。

付則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成8年12月1日から施行する。

付則

この規程は、平成11年4月21日から施行する。

付則

この規程は、平成13年4月18日から施行する。

付則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和2年2月3日から施行する。

付則

この規程は、令和3年7月6日から施行する。